

県 く 第 145 号
令和 2 年 5 月 12 日

一般社団法人岩手県獣医師会長 様

岩手県環境生活部長



動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の一部施行（特定動物の飼
養又は保管の許可に関する経過措置関係）について

本県の動物愛護管理行政の推進につきまして、日頃から多大なる御協力を賜り厚く
御礼申し上げます。

さて、このことについて、環境省自然環境局長から別添のとおり通知がありました
ので、参考までにお知らせします。

【食の安全安心担当 佐藤 019-629-5323】



各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長

環境省自然環境局長

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の一部施行（特定動物の飼
養又は保管の許可に関する経過措置関係）について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）は、第 198 回国会において成立し、令和元年 6 月 19 日に公布された。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 151 号）により、令和 2 年 6 月 1 日から施行される。また、第一種動物取扱業の基準遵守義務に係る規定等にあつては「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第 1 条第 1 号）から、マイクロチップの装着等の義務化に係る規定にあつては「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第 1 条第 2 号）から施行されることとされており、これらの施行期日を定める政令は本年中の制定を目指しているところである。

改正法の施行に向けては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 152 号。以下「経過措置等政令」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 6 号。以下「改正省令」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（令和 2 年 2 月環境省告示第 21 号）が制定され、「特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置」に係る規定については、令和 2 年 3 月 2 日から施行された。当該規定の制定の趣旨及びその内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正法の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。令和 2 年 6 月 1 日から施行される改正法の規定に係る事項については、別途、通知する。

※以降、以下のとおり用語を定義する。

新法：改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

旧法：改正法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律

記

第1 経過措置等政令制定の趣旨

改正法により、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号。以下「施行令」という。)別表に定める動物が交雑することにより生じた動物(以下「交雑種」という。)が新たに規制対象に追加されるとともに、施行令別表に定める動物(交雑種を含む。以下「特定動物」という。)を愛玩目的で飼養又は保管することが禁止される(新法第25条の2)。

新法では、動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的(以下「特定目的」という。)で特定動物の飼養又は保管を行う場合に、管轄の都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長。以下において同じ。)の許可が必要とされ(新法第26条第1項)、改正法附則第4条では、改正法の施行の際に現に許可を受けて行われている特定動物の飼養又は保管の取扱いや施行の前に旧法の規定に基づき提出された申請の取扱いについての経過措置が規定された。

他方、改正法により交雑種が新たに特定動物に含まれることとなったが、改正法の施行前は規制の対象外であるため、改正法の施行の際現に交雑種の飼養又は保管を行っている場合の取扱いを定める必要がある。

経過措置等政令は、以上を踏まえ、交雑種について新法第26条第1項の許可を受けようとする者が、改正法の施行日前においても、同条の規定の例により、その許可の申請を行い、申請を受けた都道府県知事がその許可を行うことができるよう、所要の経過措置等を規定するために制定されたものである。

第2 経過措置等政令の内容等

1 経過措置等政令の概要について

改正法の施行日以後に交雑種の飼養又は保管を行おうとする者は、改正法の施行日前においても、新法第26条の規定の例により、その許可の申請をすることができることとし、都道府県知事は当該許可の申請があった場合には、改正法の施行日前においても、同条及び第27条の規定の例により、その許可をすることができることとしたほか、この場合におけるこれらの規定の例により受けた許可は、改正法の施行日において新法第26条第1項の規定により受けた許可とみなすこととした(経過措置等政令第3条第1項及び第2項)。

また、特定目的以外の目的(以下「愛玩飼養等の目的」という。)で飼養又は保管が行われている交雑種については、改正法の施行に伴いその飼養又は保管が禁止されることとなることから、現に飼養又は保管する者への一定の配慮が必要である。今般の改正法の趣旨を踏まえ、当該交雑種については改正法の規制の下で飼養又は保管させることが必要であることから、特例的に、経過措置等政令に所要の読替規

定を置き、飼養又は保管について個別に許可の判断を行うこととした（経過措置等政令第3条第3項）。

都道府県知事は、読替措置後の新法第26条第1項の許可の申請があった場合に、改正法の施行日前においても、読替措置後の規定の例により、その許可をすることができることとし、この場合において、当該許可を受けたときは、改正法の施行日において同項の規定により許可を受けたものとみなすこととした（経過措置等政令第3条第4項及び第5項）。

2 交雑種について

(1) 交雑種の範囲

改正法により新たに規制対象になった交雑種である特定動物の範囲等の整理については、以下の表1のとおりであり、施行令別表に掲げる動物（表1では「政令で定める動物」と表記する。）を親とする第1世代に当たる動物は特定動物となる。なお、科や属の単位で別表に掲げられている動物（※）については、それらが同じ属や科の動物の中で複数世代にわたって交配を繰り返した場合であっても、その子孫は当該属又は科に属する動物に含まれることから特定動物となる。

※ パン属（チンパンジー属）全種、クロコダイル科全種等

(表1) 交雑種の範囲

該当性	交配内容（親の組合せ）	
特定動物に該当 ＝交雑種（第1世代）	①	政令で定める動物A×政令で定める動物B
	②	政令で定める動物×非特定動物
	③	政令で定める動物×交雑種（第1世代）※ ¹ ※ ¹ ①又は②
特定動物に該当しない ＝交雑種（第2世代）等	④	交雑種（第2世代）※ ² ＝ 交雑種（第1世代）×交雑種（第1世代） ※ ² ①～③のいずれか同士の子
	⑤	交雑種（第1世代）×非特定動物

(2) 許可申請時の表記

改正法の施行の際現に交雑種の飼養又は保管を行っている者が、経過措置等政令の規定に基づき、改正法の施行日前に新法第26条第1項の許可の申請を行う場合、改正省令の様式第14により申請することとなる。このとき、特定動物の種類についての様式への記載方法等は以下のとおりとなる。

「1 特定動物の種類及び数」欄の「(1) 種類」の記載方法

両親それぞれの動物種名を記載すること。例えば、特定動物 A（サーバル）と特定動物 B（カラカル）の交雑種の場合は、「サーバルとカラカルが交雑することにより生じた動物」と記載すること。片親が非特定動物であった場合も同様とする。

また、片親の特定動物の種名は明らかである一方、もう一方の親の動物種名が不明な場合は、例えば前者がサーバルである場合は、「サーバルが交雑することにより生じた動物」と記載すること。

3 特定目的について

(1) 特定目的の内容

特定目的については、改正省令により、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 13 条の 2 各号に掲げるものとされたところ、具体的な内容は以下のとおりである。

<第 1 号：動物園その他これに類する施設における展示>

第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の展示業の登録を受けている者であって、登録された業の実態を伴う形で飼養又は保管していることが認められるものによる展示が該当する。

<第 2 号：試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用>

学術的な視点に立った調査研究等として、大学、国公立研究機関、企業の試験研究部門等が実施する学術研究や生物学的製剤、マムシ酒や食用肉等の製造の用等が想定される。なお、「食品若しくは飲料の製造」については、実際にそれらの製造を行う場合以外に結果として特定動物がこれらの用に供されることを予定した飼養又は保管を行う場合も含まれ得る（例：ハブ酒やマムシ酒の採り子）。

<第 3 号：生業の維持>

生業の維持に該当するか否かは、改正法の施行日以後に業として行う行為の内容と改正法の施行日以前に行っている行為の内容とに同一性があるかどうかで個別具体的に判断される。例えば、愛玩飼養等の目的の飼養又は保管が現に飼養等をしている個体に限られることから、現在特定動物の販売等の業の許可を取得していない者が、改正法の施行日以後に、特定動物の販売等の業を新たに開始することや、既に登録を受けている愛玩動物の販売業者が、改正法の施行日以後に、取り扱う種として特定動物を追加することについては、原則として生業の維持に該当しない。また、現在特定動物の許可を取得し販売業を営む者が、改正法の施行日以後に行う新法第 28 条第 1 項に基づく変更の許可申請についても、業として行う行為について、施行日以後と施行

日前の内容に同一性があるかどうかを、特定動物の種類等に応じて、個別具体的に判断すること。

<第4号：改正法施行日前からの継続的な飼養又は保管に係る経過措置>

改正法の施行の際現に旧法第26条第1項に規定する特定動物を愛玩飼養等の目的で飼養し、又は保管する者が、改正法の施行日以後に継続して当該個体の飼養又は保管を行う場合の経過措置は、施行令別表に掲げる動物については改正法附則第4条第1項、交雑種については経過措置等政令で措置されている。

しかしながら、これら個体の飼養又は保管は、許可の有効期間（規則第14条）が満了した場合や新法第26条第2項第2号から第7号までに掲げる事項の変更があった場合、改めて同条第1項の許可を受けなければならない。

本号の規定は、これらの場合においてイ又はロの要件に該当すれば、愛玩飼養等の目的で飼養又は保管を行う場合であっても、当該個体について継続的な飼養等を認めることとするものである。

なお、愛玩飼養等の目的で改正法の施行日前に施行令別表に掲げる動物及び交雑種の飼養又は保管を行っている者の経過措置の整理は、以下の表2を参照されたい。

(表2)

	施行令別表に掲げる動物	交雑種
施行時点	改正法附則第4条第1項	経過措置等政令
許可の更新前	同一自治体内の所在地変更 (旧法：変更許可)	同一自治体内の所在地変更 (新法：変更許可)
	自治体をまたぐ所在地変更 (新法：新規許可)	
許可の更新後 (2回目以降の更新を含む)	同一自治体内の所在地変更 (新法：変更許可)	
	自治体をまたぐ所在地変更 (新法：新規許可)	

<第5号：相続人が特定動物の飼養又は保管を行う場合の特例>

新法の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合に、その相続人が当該個体の飼養又は保管を行うことを認めるものである。改正省令による改正後の規則第13条第12号によれば、相続人は被相続人が死亡に至った日から60日を超えない範囲内においては、特定動物の飼養又は保管の禁止の適用除外となることとされている。60日を超えて相続人が愛玩飼養等の目的で相続した特定動物の飼養又は保管を行う場合、その飼養又は保管を許可する場合は本号によること。

<第6号：その他の目的>

第1号から第5号まで掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び

財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる場合を、特定目的として位置付けるものである。

本号は、その性質としてバスケットクローズ規定と位置付けられるものであるが、改正法の趣旨を踏まえれば、安易に拡大解釈されるべきものではなく、当該規定を適用させるかどうかは、各事案に応じて各都道府県知事により慎重に判断されるべきものである。例えば、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）の規定に基づいて、遺失物たる特定動物の所有権が都道府県に帰属する場合において、当該特定動物を都道府県で飼養又は保管を行うことが困難であるときに、これを適切に飼養又は保管を行うことが可能な者に譲渡する場合等が想定される。

(2) 許可申請時の表記

許可の申請を行う場合、規則様式第 14 の「2 飼養又は保管の目的」の欄には、動物園等における展示（規則第 13 条の 2 第 1 号）、試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造（同条第 2 号）、生業の維持（同条第 3 号）及びその他についてのチェック欄等があるところ、該当する目的にチェックを入れ、又はその他の欄に目的を記載させること。例えば、愛玩飼養等の目的で交雑種についての許可申請を行う場合は、その他の項目に「愛玩飼養」等と記載することとなる。

(3) 自治体をまたぐ所在地の変更を行う際の申請の処理

愛玩飼養等の目的で飼養又は保管を行う場合であって、改正法附則第 4 条第 1 項又は経過措置等政令第 3 条に基づき改正法の施行日以後に継続的な飼養又は保管を行う許可を受けた者が、当該施行日以後に、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域外に特定飼養施設の所在地を変更した場合は、改めて移動先の都道府県知事に対して新法第 26 条第 1 項の許可の申請を行う必要がある。

このとき、移動先の都道府県知事に対する許可の申請は新規の扱いとなり、規則様式第 14 の「2 飼養又は保管の目的」の「その他」の欄に、規則第 13 条の 2 第 4 号イ又はロに該当する目的である旨を記載させることになる。この際「8 添付書類等」に記載する「飼養又は保管の目的に関する説明資料」として、改正法附則第 4 条第 1 項又は経過措置等政令第 3 条に基づき改正法の施行日以後に継続的な飼養又は保管を行う許可を移動前の都道府県知事から受けたものであることを証明する書類等を確認されたい。

4 継続的な飼養又は保管が認められる特定動物の繁殖への対応について

改正法の施行日以後は、愛玩飼養等の目的で新たな個体について飼養等を行うことはできないため、改正法等の規定により継続的な飼養又は保管が認められる特定動物が繁殖した特定動物についても新法の許可を受けることはできない。これを担保するために、①及び②に掲げる者について、それぞれ以下の対応を取られたい。

① 改正法附則第4条第1項の規定により継続的な飼養又は保管を行う者

当該者については、改正法附則第4条第1項の規定に基づき改正法の施行日以後も愛玩飼養等の目的で飼養又は保管を行うことが可能であるが、改正法の施行の際現に旧法第26条第1項の許可を受けて行われている特定動物の飼養又は保管についてのみ認められる。

これを担保するために、当該者に対し、「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」（平成18年1月環境省告示第22号）第3条第4号の規定に基づく届出を適切に行わせるなど、当該者が飼養又は保管をする特定動物の数及び個体の情報について把握に努めること。

② 経過措置等政令第3条の規定により継続的な飼養又は保管を行う者

当該者に対し、新法第26条第1項の規定に基づく許可に係る「特定動物飼養・保管許可証」（規則様式第15）を発行する場合に、「6 条件」の欄に、「改正法の施行日以後は、愛玩飼養等の目的による新たな特定動物の個体の飼養又は保管を行うことは認められないため、雌雄を区分した管理、生殖を不能にする手術その他の適切な措置を講じるなど、繁殖の防止を図ること。」といった文言を記載するなど、新法第27条第2項の規定に基づき必要な措置を講じること。また、当該条件に違反した場合に、新法第32条の規定に基づく措置命令等を行う場合もある旨、当該者に対して、併せて説明すること。